
付属資料

水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)に係る経過の概要

実施年月日	会議名等	内容																				
平成27年9月10日 ～9月28日	水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)策定のための健康と食に関するアンケート調査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>配布数(件)</th> <th>回収数(件)</th> <th>回収率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2,494</td> <td>1,202</td> <td>48.2</td> </tr> <tr> <td>3歳児保護者</td> <td>591</td> <td>518</td> <td>87.6</td> </tr> <tr> <td>小学5年生</td> <td>901</td> <td>900</td> <td>99.9</td> </tr> <tr> <td>中学2年生</td> <td>485</td> <td>475</td> <td>97.9</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)	一般	2,494	1,202	48.2	3歳児保護者	591	518	87.6	小学5年生	901	900	99.9	中学2年生	485	475	97.9
対象者	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)																			
一般	2,494	1,202	48.2																			
3歳児保護者	591	518	87.6																			
小学5年生	901	900	99.9																			
中学2年生	485	475	97.9																			
平成28年5月13日	第1回 水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)庁内検討委員会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)策定基本方針(案)について																				
平成28年5月24日	政策会議	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)策定基本方針(案)について																				
平成28年6月29日	第1回 水戸市健康づくり推進協議会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)策定基本方針について																				
平成28年7月13日	第1回 水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)実務担当者会議	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)策定基本方針について ・現行計画における数値目標の達成状況について ・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)体系図(案)について ・水戸市健康増進・食育推進計画関連事業調査票について																				
平成28年8月24日	第2回 水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)実務担当者会議	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について 第1回 実務担当者会議における意見及び回答																				
平成28年9月2日	第2回 水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)庁内検討委員会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について 第2回実務担当者会議における意見及び回答																				
平成28年9月26日	第3回 水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)庁内検討委員会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について 第2回庁内検討委員会における意見及び回答																				
平成28年10月6日	第2回 水戸市健康づくり推進協議会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について																				
平成28年11月1日	第4回 水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)庁内検討委員会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について 第2回水戸市健康づくり推進協議会における意見への対応等について																				
平成28年11月17日	第3回 水戸市健康づくり推進協議会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について 第2回水戸市健康づくり推進協議会における意見への対応等について																				
平成29年1月13日	政策会議	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について																				
平成29年1月23日 ～2月21日	意見公募手続きの実施																					
平成29年3月2日	第4回 水戸市健康づくり推進協議会	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)素案について																				
平成29年3月27日	庁議	・水戸市健康増進・食育推進計画(第2次)(案)について																				

水戸市健康づくり推進協議会委員名簿

所属機関及び団体名		役職名	氏 名	
関係機関の役職員	1	水戸保健所	所 長	土井 幹雄
	2	水戸市医師会	会 長	原 毅
	3	水戸市医師会	副 会 長	早船 徳子
	4	水戸市医師会	理 事	細田 弥太郎
	5	水戸市医師会	理 事	青木 かを里
	6	水戸市歯科医師会	会 長	猿田 範雄
	7	水戸市歯科医師会	副 会 長	大澤 賢祐
	8	水戸薬剤師会	会 長	奥田 猛
団体の役職員	9	水戸市国民健康保険運営協議会	委 員	澤 則子
	10	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	常任理事	岩間 秀男
	11	水戸市高齢者クラブ連合会	会 長	菊池 興安
	12	水戸市食生活改善推進委員会	会 長	安齋 昭子
	13	水戸市社会福祉協議会	会 長	保立 武憲
	14	水戸市民生委員児童委員連合協議会	副 会 長	矢田部 秀夫
	15	水戸農業協同組合	代表理事組合長	八木岡 努
	16	水戸市保健推進員連絡協議会	会 長	田上 恵子
学識経験者	17	石渡産婦人科病院	院 長	石渡 勇
	18	水戸市議会	文教福祉委員会副委員長	堀江 恵子
	19	水戸市議会	文教福祉委員会委員	田中 真己
	20	水戸市議会	文教福祉委員会委員	袴塚 孝雄

任期 平成27年 8月 1日～平成29年7月31日

水戸市健康づくり推進協議会条例

昭和62年 3月30日

水戸市条例第21号

改正 平成元年 2月 8日 条例第 1号

平成 4年 9月22日 条例第27号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを推進するため、水戸市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 水戸市保健センター条例（昭和62年水戸市条例第19号）第3条各号（第1号を除く。）に規定する事項に関する事。
- (2) その他必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する30人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会に、第2条に規定する事項を調査研究するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、その運営については、前条の規定を準用する。

5 専門部会において調査研究を行った場合は、その結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年2月8日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年9月22日条例第27号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

水戸市健康増進・食育推進計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の市町村健康増進計画及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の市町村食育推進計画(以下これらを「計画」という。)の策定を総合的かつ円滑に推進するため、水戸市健康増進・食育推進計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、保健センター所長をもって充てる。
- 4 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、交通政策課長、行政改革課長、財政課長、市民生活課長、スポーツ課長、福祉総務課長、生活福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、子ども課長、国保年金課長、保健所準備課長、農政課長、農業技術センター所長、公設地方卸売市場長、公園緑地課長、学校教育課長、幼児教育課長、生涯学習課長、総合教育研究所副所長、農業委員会事務局次長

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 委員会に、第2条に規定する事項の調査及び研究をするため、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議は、次に掲げる課等に属する職員であつて、当該課等の長の推薦を受けた者をもって組織する。

交通政策課、市民生活課、スポーツ課、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子ども課、国保年金課、保健所準備課、農政課、農業技術センター、公設地方卸売市場、公

園緑地課，学校教育課，幼児教育課，生涯学習課，総合教育研究所，農業委員会事務局
(庶務)

第7条 委員会の庶務は，保健福祉部保健センターにおいて行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この要項は，平成28年4月15日から施行する。

この要項は，平成28年5月13日から施行する。

用語解説

用 語	説 明
あ	悪性新生物 細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する悪性腫瘍のことです。がんや肉腫などがこれに入ります。
い	eGFR 推算糸球体濾過量の略。腎臓にどれくらい老廃物を尿へ排泄する能力があるかを示しており、この値が低いほど腎臓の働きが悪いということになります。血清クレアチニン値及び年齢・性別の条件を用い、日本人の体格を考慮した推算式に入れて算出します。
	いきいき健康クラブ地域指導員 高齢者の健康づくりを目的に実施するいきいき健康クラブで、転倒予防の体操やレクリエーションなどの指導や参加者との交流を図るボランティアです。
え	SNS Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。
き	共食 1人で食べるのではなく、家族や友達と食卓を囲んで楽しくコミュニケーションしながら食事をとることです。
	郷土料理 その地域の特産物や地域独特の調理方法で作られ、地域で広く伝承されている地域固有の料理のことです。
く	クレアチニン値 筋肉を動かすときに必要なクレアチンというアミノ酸が分解されたあとに出てくる老廃物で、主に腎機能の指標に用いられる数値です。
け	元気アップ・ステップ運動サポーター 本市が開催するサポーター養成講座を修了し、元気アップ・ステップ運動教室等で運動指導などを行うボランティアです。
	健康づくり 個人の身体・精神状況に応じて、栄養・食生活・運動・休養などの改善により、健康の維持、増進、回復に努めることです。
	健康日本21 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成15年厚生労働省告示第195号)」は、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたものです。本方針が全部改正(いわゆる「健康日本21(第2次)」)されました。(平成24年7月10日厚生労働省告示430号)
	健診 健康診査(健康診断)のことを意味し、病気の危険因子があるか否かを見ていき、健康であるか否かを確認するものです。
	検診 特定の病気を早期に発見し、早期に治療することを目的としています。
こ	高齢者健康診査 後期高齢者医療制度加入者(75歳以上、又は65歳以上で一定の障害がある人)を対象として行っている健診のことです。
	孤食 家族や友人と一緒に食事をすることなく、1人で食事をとることです。
さ	産後うつ病 分娩直後の数週間、ときに数か月までの時期に見られる強い悲嘆と、それに関連する心理的障害が起きている状態を言います。
	産後うつ病質問票調査 母親による自己記入式質問票で、うつ病によく見られる症状をわかりやすい質問にしたものです。項目は、10項目で合計が30点満点であり、わが国では9点以上をうつ病としてスクリーニングしています。
し	主菜 たんぱく質や脂肪の供給源となる肉、魚、大豆製品を主材料とする料理です。主食と並んで食事の中心的な位置を占めます。
	食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるということです。
	主食 炭水化物とエネルギーの供給源であるごはん、パン、めん類などを主材料とする料理です。食事の中心で、他の料理をつなぐ役割をします。
	受動喫煙 室内またはこれに準ずる環境において、喫煙者本人ではなく、その周囲の人が間接的にたばこの煙を吸い込むことです。
	食育月間 国や地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、国民への食育の浸透を図るための月間として、「食育推進基本計画」で定めています。毎年6月を食育月間としています。

し	食育の日	食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育推進基本計画」で定めています。毎月19日を食育の日としています。
	食生活改善推進員	地域の中で、子どもから高齢者まで幅広く、食生活改善の普及啓発活動を行うなど、食を通じた健康づくりのお手伝いをしています。
	食品表示	原産地の表示、名称や原材料名の表示、賞味・消費期限の表示、添加物の表示、遺伝子組み換えの表示、アレルギー表示等のことです。
	シルバーリハビリ体操指導士	県立健康プラザや本市が主催する養成講習会を修了し、地域で開催する体操教室においてシルバーリハビリ体操を指導するボランティアです。
す	スクールカウンセラー	カウンセリングを通して、児童生徒や保護者の抱える不安や悩みの解消を図ることを目的とした、学校に配置されている心の専門家のことです。
	スポーツ推進委員	スポーツ基本法に基づき市町村が定めるスポーツ推進のための事業実施に係る連絡・調整、並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導・助言を行っています。
せ	生活習慣病	食事や運動・飲酒・喫煙など、生活習慣が原因で起こる疾患の総称です。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされています。
	生活習慣病予防健診	本市では、18～39歳の方と40歳以上で生活保護を受給されている方を対象にした健診です。
	生活の質(QOL)	物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけではなく精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念のことです。
	精神保健福祉士	「精神科ソーシャルワーカー(PSW)」と呼ばれる専門職の国家資格です。心に病を抱えた人がスムーズに生活を営めるように、相談援助等を行う仕事です。
	積極的支援	特定健診の結果や問診票から、メタボリックシンドロームであると判断された人が受ける支援のことです。
ち	地産地消	地域で生産された産物を、その地域で消費することです。
て	低栄養傾向	BMI20以下の状態のことで、高齢者では、要介護や死亡リスクが高くなると言われています。
	適正体重	BMIの値が標準(18.5以上 25.0未満)の人のことをいいます。
と	動機づけ支援	特定健診の結果や問診票から、生活習慣を改善する必要があるとされる人(メタボリックシンドローム予備軍の人)に対して行われる支援のことです。
	糖尿病	インスリン(糖の代謝に関係するホルモン)が正常に作用しないため、血糖値が慢性的に高くなってしまう病気のことをいいます。血糖値が高いままだと糖尿病性腎症や糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害などの合併症を引き起こしてしまいます。
	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症です。高血糖状態が続くことにより腎臓の機能が損なわれてしまう病気のことです。
	特定健康診査	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診のことをいいます。40歳～74歳の人には医療保険者が、75歳以上の人には後期高齢者医療広域連合が実施することになっています。
	特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドロームあるいはその予備軍であることが判明した人に対して行われる保健指導です。
に	日常生活動作	食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を指します。
	認知症	一度正常に発達した記憶や判断力などの認知機能が後天的な脳の障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態のことをいいます。
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座の受講者で、認知症を正しく理解し認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。
	認知症予防活動推進員	本市が開催する認知症予防活動推進員養成講座の修了者で、認知症を正しく理解し、地域で認知症の予防活動を推進するボランティアです。

ひ	HPV (ヒトパピローマウイルス)	皮膚や粘膜に感染するウイルスのことです。100種類以上のタイプがあり、高リスク型(発がん性)と低リスク型(非発がん性)に分けられる。高リスク型のHPV 16型とHPV18型は、子宮頸がんを発症している20～30代の女性の約70～80%から見つかっています。
ふ	フードロス	人が食べるためにつくられた食料が、失われたり捨てられたりしてしまうことを指します。
	副菜	各種ビタミン、ミネラルおよび食物繊維の供給源となる野菜、いも、豆類(大豆を除く)、きのこ、海藻などを主材料とする料理です。
へ	平均寿命	0歳児が平均で何年生きられるのかを表した統計値のこと。厚生労働省が作成する生命表に記載されています。
	ヘモグロビンA1c	糖化ヘモグロビンのことです。過去約1～2か月の平均的な血糖状態が分かり、通常時の血糖レベルの判定に使われます。この値が5.6%以上(NGSP値)になると、平均的な血糖値が高く、糖尿病の危険性があるといえます。
	ヘリコバクター・ピロリ菌	単にピロリ菌とも呼ばれ、胃粘膜表面に生息している細菌。近年の研究によりこのピロリ菌が胃潰瘍・胃がんの発症に影響を与えることが指摘されています。
	ヘルスプロモーション	世界保健機関(WHO)が、1986年にオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されています。「すべての人々があらゆる生活舞台～労働・学習・余暇そして愛の場～で健康を享受することのできる公正な社会の創造」を健康づくり戦略の目標としています。
	ヘルスロード	豊かな自然や歴史に親しみながら身近な環境で健康づくりに取り組むことができるよう、安全性や環境に配慮されたウォーキングコースです。
ほ	保健推進員	健康教室・健康診査・がん検診などの説明やお勧め等、皆さんの健康づくりをお手伝いしています。また、地域の先輩として、安心して子育てをするためのアドバイスや妊婦さんの悩み相談も受けています。
	母子保健コーディネーター	母子保健事業に関する専門知識を有する保健師・助産師・看護師及びソーシャルワーカー(社会福祉士等)のことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。
ま	慢性腎臓病(CKD)	腎臓の働きが健康な人の60%未満に低下、蛋白尿のいずれか、または両方が3か月以上持続する状態のことです。
め	メタボリックシンドローム	内臓脂肪の蓄積に加えて、高血圧や高血糖、脂質異常症のうち2つ以上が重なり合うことで、動脈硬化による心筋梗塞などの可能性が増す状態のことです。
	メンタルヘルス	精神面における健康のことです。
ゆ	有酸素運動	酸素を必要とする運動で体内に取り込んだ酸素を使って糖質や脂肪を燃焼させ、エネルギーを生み出します。負荷は軽度～中等度なので、長い時間の継続が可能なのが特徴です。代表的なものには、ウォーキングやジョギング、水泳、縄跳び、サイクリングなどがあります。深い呼吸で酸素を取り入れながら、ゆっくりにエネルギーを燃やす運動です。
よ	要介護認定	要介護認定は、どれ位介護サービスを行う必要があるかを判断するものです。介護認定審査会が訪問調査の結果とかかりつけ医の意見書に基づき、要介護状態か要支援状態か自立かの判定を行います。
ら	ライフステージ	人々の生涯におけるそれぞれの段階のことをいいます。本計画では、乳幼児期を(0～5歳)、学童期(6～12歳)、思春期(13～19歳)、青年期(20～39歳)、壮年期(40～64歳)、高齢期(65歳以上)に設定しています。
り	臨床心理士	臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする心の専門家です。
ろ	ロコモティブシンドローム	運動器(骨や関節、筋肉など)の衰えや障害(加齢や生活習慣)のために、「立つ」「歩く」などの動作が困難になり、介護が必要となる危険性が高まる状態のことです。